【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（会員金融商品取引所が組織変更に際して金銭以外の財産を出資の目的とする場合について準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の二の六**　法第百一条の九第三号に規定する金銭以外の財産を出資の目的とする場合について、法第百一条の十六第三項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百七条第一項、第三項、第六項及び第九項第五号並びに第二百十二条第一項（第一号を除く。） | 株式会社 | 会員金融商品取引所 |
| 第二百十三条第一項（第一号及び第三号を除く。） | 取締役等 | 理事 |
| 株式会社 | 会員金融商品取引所 |
| 株主総会 | 総会 |
| 取締役として | 理事として |
| 第二百十三条第二項 | 取締役等 | 理事 |
| 第二百十三条第三項 | 株式会社 | 会員金融商品取引所 |
| 第二百十三条第四項 | 取締役等 | 理事 |
| 第八百六十八条第一項 | 会社の本店 | 会員金融商品取引所の主たる事務所 |
| 第八百七十条第七号 | 株式会社 | 会員金融商品取引所 |

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（会員金融商品取引所が組織変更に際して金銭以外の財産を出資の目的とする場合について準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の二の六**　法第百一条の九第三号に規定する金銭以外の財産を出資の目的とする場合について、法第百一条の十六第三項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百七条第一項、第三項、第六項及び第九項第五号並びに第二百十二条第一項（第一号を除く。） | 株式会社 | 会員金融商品取引所 |
| 第二百十三条第一項（第一号及び第三号を除く。） | 取締役等 | 理事 |
| 株式会社 | 会員金融商品取引所 |
| 株主総会 | 総会 |
| 取締役として | 理事として |
| 第二百十三条第二項 | 取締役等 | 理事 |
| 第二百十三条第三項 | 株式会社 | 会員金融商品取引所 |
| 第二百十三条第四項 | 取締役等 | 理事 |
| 第八百六十八条第一項 | 会社の本店 | 会員金融商品取引所の主たる事務所 |
| 第八百七十条第七号 | 株式会社 | 会員金融商品取引所 |

（改正前）

（新設）